

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が行った「昭和53年10月19日付け豊土第9-7号公有財産の用途廃止に伴う引継ぎについて 引継通知書」の部分開示回答のうち、分間図の調製者の氏名並びに土地所在図・地積測量図の実施者並びに調整者の氏名並びに作製者の住所及び氏名は開示すべきである。

### 第2 不服の申出に至る経緯

#### 1 公文書の開示の申出

不服申出人は、平成13年10月10日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）附則第3項の規定により、山口県情報公開要綱（平成3年11月1日合同告示第1号。以下「要綱」という。）第7条に基づく「昭和53年隣家が申請した国有地（赤線道）の用途廃止にかかわる必要申請書類」の開示の申出（以下「本件開示の申出」という。）を行った。

#### 2 実施機関の回答

実施機関は、本件開示の申出に該当する公文書として、「昭和53年10月19日付け豊土第9-7号公有財産の用途廃止に伴う引継ぎについて 引継通知書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成13年10月15日付けで本件公文書の部分開示回答（以下「本件回答」という。）を不服申出人に行った。

#### 3 不服の申出

不服申出人は、実施機関が行った本件回答を不服として、平成13年10月30日付けで実施機関に対して不服の申出を行った。

### 第3 不服申出人の主張要旨

#### 1 不服の申出の趣旨

必要とする部分が一部開示できておらず、何の解決にもならないため、本件公文書の全部開示を求めるといふものである。

#### 2 不服の申出の理由

不服申出人が主張する理由のうち、公文書の開示に関するものは、概ね次のとおりである。

なお、不服申出人の主張するその余の理由は、情報公開の適否を判断する審査会の審査の対象とならないものであるので、記載を省略する。

- (1) 国有地用途廃止手続に伴う必要書類の中に不正疑惑（文書偽造の疑い）があるために行った開示の申出であり、開示しない部分にこそ不正疑惑がある。
- (2) 公文書部分開示回答書の未開示部分の説明は、個人が識別されるためと理由付けしてある箇所がほとんどであるが、個人を識別できない限り、不正・不法の疑問・疑惑は解明できず、不正・不法の可能性があれば、それを解明できる最低限の開示は不可欠である。
- (3) 開示されている部分に個人が識別されるものもあり、山口県情報公開条例に照らし合わせ、都合のいい解釈をして開示しないのは納得できない。
- (4) 開示できない理由の中で、印影は偽造による財産権の侵害等の犯罪の予防のためということは十分に理解できるが、隣接地権者及び利害関係人の一人は亡き実父であり、実父の実印を引き継いだ不服申出人が偽造して犯罪に及ぶことなど皆無である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の部分開示理由説明書による説明の要旨は、次のとおりである。

- 1 本件公文書のうち、次に掲げる文書に記録されている個人に関する情報は、要綱第5条が開示しないことができると規定する同条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当し、また、同号イからハに掲げるいずれの情報にも該当しないので、非開示とした。
  - (1) 現地調査報告書の立会人の氏名
  - (2) 土地境界確認書の隣接地権者の住所及び氏名
  - (3) 用途廃止等同意書の隣接地権者及び利害関係者の住所、氏名及び電話番号
  - (4) 分間図の謄写者及び調製者の氏名
  - (5) 土地所在図・地積測量図の実施者並びに調整者の氏名並びに作製者の住所及び氏名
- 2 本件公文書のうち、次に掲げる文書に記録されている印影は、要綱第5条が開示しないことができると規定する同条第4号の「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」に該当するので、非開示とした。
  - (1) 国有財産用途廃止申請書の申請者の印影

- (2) 土地境界確認書の申請者及び隣接地権者の印影
- (3) 用途廃止等同意書の隣接地権者及び利害関係者の印影
- (4) 分間図の調製者の印影
- (5) 土地所在図・地積測量図の調整者の印影

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、実施機関が財産管理している道路の用に供されている国有財産の用途廃止に伴う事務処理文書である。

本件公文書は、実施機関の職員が作成し、又は取得した文書であって、決裁手続が終了し、実施機関が保有しているもので、要綱第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 要綱第5条第2号の該当の有無について

#### (1) 要綱第5条第2号について

ア 要綱第5条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確ではないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、要綱第5条第2号イからハに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」及び「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示しないことができる情報から除くこととなっている。

イ 特定の個人の識別については、一般的には、住所及び氏名でもって可能となるが、氏名だけであっても、住居地、雇用関係等と結びつけることにより、特定の個人が識別される可能性がある。

また、電話番号は、個人の場合にあっては、当該個人ごとに設定されるた

め、電話番号により、特定の個人が識別される可能性がある。

ウ 一方、非開示の情報に該当するかどうかを判断するに当たっては、情報公開制度の趣旨から、本人に限って開示を認めている一部の個人情報を除き、開示を求める目的、利害関係の有無等、開示の申出人の属性にかかわることは、原則として斟酌できないものと考えべきで、開示の申出人によって開示の範囲が異なるということはありません。

(2) 本件公文書について

ア 分間図の調製者の氏名並びに土地所在図・地積測量図の実施者並びに調整者の氏名並びに作製者の住所及び氏名を除き、実施機関が非開示とした本件公文書に記録されている住所、氏名又は電話番号は、開示することにより容易に特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると判断され、要綱第5条第2号に規定する情報に該当する。

そして、要綱第5条第2号イからハに規定する情報に該当するかどうかについては、同号イ及びロに該当しない情報であることは明らかであるが、本件公文書に偽造された文書が含まれていることが明らかな場合は、公益上公開することが必要と認められる可能性を否定することはできない。

しかし、道路の用途廃止が行われ、不服申出人が偽造の疑惑を主張するまでに20年以上の期間が経過していること、すべての利害関係者が当時道路の用途廃止のために現地で立会っていることが実施機関の作成に係る本件文書から確認できること等から、明らかに偽造された文書が含まれていると認めることはできず、不服申出人の裏付けのない単なる疑惑の主張だけで要綱第5条第2号ハに規定する情報に該当するということとはできない。

イ 次に、実施機関が非開示とした分間図の調製者の氏名並びに土地所在図・地積測量図の実施者並びに調整者の氏名並びに作製者の住所及び氏名は、これらの図面の作製等を行った土地家屋調査士に関する情報で、要綱第5条第3号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、同条第2号に規定する個人に関する情報から除かれているものである。

そして、要綱第5条は、同条第3号に規定する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

しかし、本件公文書に記録されている土地家屋調査士の住所及び氏名は、資格を有する者が業務を行ったことを証するためのもので、公開することに

より、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがある情報に該当するとは認められない。

### 3 要綱第5条第4号の該当の有無について

#### (1) 要綱第5条第4号について

要綱第5条は、同条第4号に規定する「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」は開示しないことができるとしている。

#### (2) 本件公文書について

##### ア 個人の印影について

本件公文書に記録されている個人の印影は、使用者が住所地の市区町村長にあらかじめ届出を行い、当該市区町村長が登録した印鑑の印影であるのか、又はいわゆる認め印の印影であるのかの判別はできないが、いずれにせよ、現在の日本社会において個人の財産の処分や管理などの私法上の行為において押印をすることは、個人の意思を証明する必要不可欠な手段であり、印影を開示することにより、印鑑偽造等の方法による財産権の侵害をもたらすおそれを否定できない以上、当該印影は、要綱第5条第4号に規定する開示しないことができる情報に該当する。

さらに、個人の印影は、氏名を削除して公開したとしても、特定の個人を識別される可能性があることから、要綱第5条第2号に規定する情報に該当し、同号イからハに規定する情報に該当しない。

##### イ 法人の印影について

本件公文書に記録されている漁業協同組合（以下「漁協」という。）の組合長の印影についても、個人の印影と同様、法人の財産の処分や管理などの私法上の行為において押印をすることは、法人の意思を証明する必要不可欠な手段であり、印影を開示することにより、印鑑偽造等の方法による財産権の侵害をもたらすおそれを否定できない以上、当該印影は、要綱第5条第4号に規定する開示しないことができる情報に該当する。

さらに、漁協の組合長の印鑑は、漁協の設立登記に当たって水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第121条の規定で準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により登記所に提出されており、その印影は、契約の締結等法人としての行為の真正を証するものである。

また、商業登記法第12条第1項の規定のとおり、その印鑑証明の交付を請求できる者は限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できる情報ではない。

すなわち、漁協の組合長の印影は、漁協が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであり、漁協の組合長の印影は、要綱第5条第3号の開示しないことができる情報にも該当し、同条第3号イからハに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から、人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報」及び「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」には該当しないと認められる。

## 5 まとめ

これらのことから判断すると、実施機関が非開示とした情報のうち、分間図の調製者の氏名並びに土地所在図・地積測量図の実施者並びに調整者の氏名並びに作製者の住所及び氏名は、要綱が開示しないことができると規定する情報に該当しないことは明らかで、開示すべき情報であると判断される。

なお、本件開示の申出においては、国有財産用途廃止に係る申請者の住所、氏名及び電話番号、公務員の職氏名等、要綱を正しく適用すれば当然非開示となる情報が開示されている。

このような誤った開示を行うことは、公文書に記録されている者の権利等を不当に侵害するおそれがあり、実施機関は、情報公開制度の適正な運用に十分留意すべきである。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）